

平成 24 年度における各部会の審議内容

○ 里親認定部会

○ 子供権利擁護部会

○ 児童虐待死亡事例等検証部会

里親認定部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

| | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|
| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 合計 |
| 開催回数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 30 |

2 審議件数（過去5年）

| 年度 | 諮問件数 | | | | | 審議結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-----|----|----|-----|------|-----|----|----|-----|------|----|----|----|---|------|----|----|----|----|
| | | | | | | 適格数 | | | | | 不適格数 | | | | | 再調査数 | | | | |
| | 養育 | 縁組 | 専門 | 親族 | 計 | 養育 | 縁組 | 専門 | 親族 | 計 | 養育 | 縁組 | 専門 | 親族 | 計 | 養育 | 縁組 | 専門 | 親族 | 計 |
| 20年度 | 46 | 47 | 4 | 0 | 97 | 44 | 43 | 4 | 0 | 91 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 0 | 0 | 5 |
| 21年度 | 42 | 59 | 4 | 0 | 105 | 40 | 58 | 4 | 0 | 102 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 22年度 | 48 | 48 | 0 | 0 | 96 | 47 | 48 | 0 | 0 | 95 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 23年度 | 54 | 73 | 2 | 1 | 130 | 54 | 72 | 2 | 1 | 129 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 24年度 | 27 | 62 | 1 | 1 | 91 | 27 | 61 | 1 | 1 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 217 | 289 | 11 | 2 | 519 | 212 | 282 | 11 | 2 | 507 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 7 | 0 | 0 | 11 |

子供権利擁護部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|
| 開催回数 | 9 | 12 | 10 | 12 | 12 | 55 |

2 審議件数（過去5年）

| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 計 |
|---------------------------------|----|----|----|----|----|-----|
| (1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例 | 19 | 29 | 38 | 43 | 46 | 175 |
| (2) 児童相談所長が必要と認める事例 | 7 | 3 | 1 | 1 | | 12 |
| (3) 緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例 | | | | | | 0 |
| (4) 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例 | | | | | 31 | 31 |
| (5) 子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例 | | | | | | 0 |
| (6) その他（意見聴取した事例のその後の経過報告など） | 1 | 1 | 1 | | | 3 |
| 計 | 27 | 33 | 40 | 44 | 77 | 221 |

3 被措置児童等虐待の状況報告件数（平成21年度から開始）

| 年度 | 受理 | 調査済み | 虐待該当 | 施設種別内訳 | | |
|------|----|------|------|-----------|----|------|
| | | | | 社会的養護関係施設 | 里親 | 一時保護 |
| 21年度 | 31 | 31 | 12 | 9 | 1 | 2 |
| 22年度 | 23 | 22 | 9 | 7 | 2 | 0 |
| 23年度 | 30 | 30 | 7 | 6 | 0 | 1 |
| 24年度 | 37 | 33 | 11 | 9 | 2 | 0 |

*24年度の調査済み件数は、平成25年5月31日現在

被措置児童等虐待 検証・分析 概要

4ヶ年(平成21~24年度)の状況

| 受理・報告 | | 受理区分 | | 虐待該当・非該当 | | 内 訳 | | | | | | | | | | | | | | 上段：虐待該当内訳 下段：受理内訳 | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|-----|----------|-----|---------|----|--------|-----|----|----|----|------------|------|-----|----|-------|-------|------|-------------------|-------------|------|-----|---------|-----|--|--|--|--|
| 受理 | *報告 | 届出 | 通告 | 該当 | 非該当 | 被害児童の状況 | | | | | | | | 虐待類型 | | | | 施設種別等 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 性別 | | | 年齢層 | | | | | 身体的 | 心理的 | 性的 | ネグレクト | 児童養護 | 児童自立 | 乳児院 | 里親・ファミリーホーム | 一時保護 | 障害児 | 自立援助ホーム | その他 | | | | |
| | | | | | | 男 | 女 | 不明・不特定 | 乳幼児 | 小学 | 中学 | 高校 | 不明・不特定・その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 121 | 116 | 20 | 101 | 39 | 77 | 23 | 13 | 3 | 3 | 18 | 11 | 4 | 3 | 26 | 9 | 1 | 3 | 25 | 4 | 2 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | | 56 | 56 | 9 | 20 | 47 | 25 | 16 | 13 | 54 | 34 | 13 | 20 | 74 | 5 | 7 | 16 | 11 | 6 | 1 | 1 | | | | |

*「報告」は児童福祉審議会権利擁護部会へ報告済のもの

受理状況

- 全受理件数のうち、児童本人からの届出は約17%。
- 児童本人からの届出のうち75%は児童相談所へ。

児童本人の届出受理機関内訳

| 児相 | センター電話相談 | 権利擁護担当 | 国 |
|----|----------|--------|---|
| 15 | 2 | 2 | 1 |

- 全通告のうち、組織として施設が出した通告及び保護者等からの通告は、それぞれ約30%。

通告者内訳

| 施設(組織) | 保護者等 | 職員・元職員 | 関係機関 | 児童友人・保護者 | 実習生 | 近隣者 | 他児童 | その他 |
|--------|------|--------|------|----------|-----|-----|-----|-----|
| 30 | 31 | 7 | 11 | 5 | 3 | 4 | 3 | 7 |

※施設(組織)には里親も含む

虐待該当状況(虐待類型)

- 虐待類型では、身体的虐待が多い。受理ベースでも多い(約45%)が、虐待該当の内訳ではさらに割合が高くなる(約67%)。

虐待該当状況(被害児童)

- 被害を受けた児童は、男子が約59%と多い。
- 年代では小学生が約46%と最も多い。

虐待該当状況(施設種別)

- 虐待該当施設種別では、児童養護施設が虐待該当件数のうち約64%を占め、最も多い。
- また、児童養護施設25件のうちグループホームは11件であり、44%を占める。

| | 児童養護施設本園等 | グループホーム ※定員 |
|---------------------|-----------|-------------|
| 児童養護入所児童数(24.3.1時点) | 2,341 | 754 |
| 被措置児童虐待件数 | 14 | 11 |

虐待該当状況(関与職員)

- 関与職員は男性職員が約69%と多い。

関与職員の性別

| 男性 | 女性 | 不特定 |
|----|----|-----|
| 27 | 9 | 3 |

- 年齢では30代が約26%、20代及び40代が約20%、50代が約8%と年代層で大きな偏りはない。

- 勤務年数では、5年未満が約46%と多いが、それ以外の年数層でも発生している。(5~10年約18%、11~20年約15%)

関与職員の年代

| 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代以上 | 不明 |
|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 8 | 10 | 8 | 3 | 4 | 6 |

関与職員の勤務年数

| 5年未満 | 5~10年 | 11~20年 | 21年以上 | 不明 |
|------|-------|--------|-------|----|
| 18 | 7 | 6 | 1 | 7 |

発生要因

児童

- 障害、被虐待等の影響により、対応が難しい児童
- 自らが声を上げない児童⇒表面化せず潜在化⇒継続化

職員等の支援

- 児童との対峙場面で顕れる職員個々の養育観に基づく支援
- 里親・GH等で顕著な、孤立化する支援
- プロの養育者としてのスキル、リスク意識の不足した支援

組織

- 児童の権利擁護の意識が低い組織
- 職員を十分支えられていない組織
- 風通しの悪い組織

被措置児童等虐待の予防・早期発見に向けて

児童が意見を言い易い環境

- 意見表明権に関する児童への啓蒙
- 児童の視点に立った苦情処理システムの整備
- 児童が、多様な大人と、多様な関わりをもてる工夫

- 子供の権利ノートの活用
- 第三者苦情処理委員、苦情箱、子供会の充実
- 担当職員以外の職員、大人との関わり

職員の意識醸成 専門性の向上

- 職員が自分自身を見つめ直し、自身の支援を振返る機会
- 児童の権利擁護の意識醸成・専門性の向上につながる人材育成
- 児童の支援に関して、個別関係性を重視しつつも、チームで対応する意識の徹底

- 職員自身の自己覚知
- 児童の権利擁護の視点からの自身の支援振返り
- 不適切な対応を防ぐ専門的スキルの習得
- ケースカンファレンスの重要性

風通しの良い 開かれた組織

- 児童と職員の風通しの良さ
- 職員と職員の風通しの良さ
- 組織と関係機関・保護者との風通しの良さ

- 児童と個別に向き合う時間の確保
- 職員間で支えあう組織風土づくり
- 組織と関係機関の連携、保護者への対応

予防に向けた東京都の取組

届出・通告があった施設に対し・・・

調査結果を該当施設へフィードバック
必要に応じ、改善に向けた助言・指導



施設を訪問し、子供や職員へ
子供の権利ノートの説明

関係団体への研修の実施
(東社協研修・里親研修等)

各施設からの依頼に応じた
個別研修の実施

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 開催回数（平成20年6月部会設置以降）

| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 計 |
|-----------------|------|------|------|------|-----|-----|
| 開催回数 | 6回 | 7回 | 7回 | 9回 | 5回 | 34回 |
| ヒアリング等を実施した関係機関 | 24機関 | 11機関 | 10機関 | 19機関 | 6機関 | — |

2 審議内容

<平成20年度>

- 19年度中に発生した、重大な児童虐待20事例のうち、6事例を検証
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（21.4.9）

<平成21年度>

- 20年度中に発生した、重大な児童虐待23事例のうち、4事例を検証
- 4事例のうち2事例は部会による検証、2事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 22年度中に発生した、江戸川区での事例についても、緊急に検証を実施
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（22.4.28）
「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（江戸川区事例）」（22.5.11）

<平成22年度>

- 21年度中に発生した、重大な児童虐待13事例のうち、1事例を検証
22年度上半期に発生した1事例についても早急に検証を実施
- 2事例のうち1事例は部会による検証、1事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（23.5.27）

<平成23年度>

- 22年度中に発生した、重大な児童虐待14事例のうち、3事例を検証
23年度上半期に発生した1事例についても早急に検証を実施
- 4事例のうち2事例は部会による検証、2事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- そのほかに、里親による虐待事例について、別途検証を実施し、中間まとめを公表
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例 中間まとめ）」（24.1.17）
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（24.5.22）

<平成24年度>

- 23年度中に発生した、重大な児童虐待9事例のうち、1事例を部会により検証、報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（24.12.14）

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について —平成24年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例

東京都において発生した重大な児童虐待で、東京都・区市町村の関与があったものを対象とし、23年度に発生した3事例の中から、今回は虐待を受けて児童相談所が親子分離を行っていた子供のきょうだい死亡した事例を選定（右の表における区分⑥に該当）

23年度に発生した重大な虐待事例

| 区分 | 東京都・区市町村の関与 | | 計 |
|---|-------------|---|---|
| | 有 | 無 | |
| ① 虐待による死亡事例（心中を含む。） | 1 | 3 | 4 |
| ② 死亡原因が虐待によるものと特定されないが、死亡に至った経過の中で虐待が疑われる事例 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 死亡に至らなかったが心中未遂や虐待により重度の障害に至った重篤な事例 | 0 | 1 | 1 |
| ④ 乳児死体遺棄の事例 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 棄児置き去り児の事例 | 0 | 2 | 2 |
| ⑥ その他の重大な児童虐待の事例 | 2 | 0 | 2 |
| 計 | 3 | 6 | 9 |

*区分①に該当し、東京都・区市町村の関与があった1事例については、既に検証済み

2 検証方法

検証部会において関係機関へのヒアリングを行い、問題点と課題を抽出し、改善策を検討

3 検証内容

| 主な関係機関 | 概要 | 課題 | 改善策 |
|--|---|---|--|
| 医療機関 小学校 乳児院 子供家庭支援センター 都児童相談所 | <p>深夜に住宅内から出火して、住宅を全焼、焼け跡から7歳女兒と父の遺体が発見された。2歳の弟は母からの虐待の疑いで一時保護されていて無事だった。</p> <p>後日、母が逮捕され、現住建造物等放火罪及び弟への傷害罪で起訴された。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校から虐待通告があった際、主担当である児童相談所は、本児の安全確認を直接現認により行わず、子供家庭支援センターにも依頼しなかった。児童相談所は、弟の施設入所により家庭に残された本児に虐待が向かう可能性を十分に認識していなかった。 ・児童相談所は、本児の家庭が所管外の区市町村に転居した後も、これまでの弟への関わりを重視して、本児についても引き続きケースを担当したが、転居先の子供家庭支援センターと十分に意思の疎通を図ることができなかった。また、転居した時点で転居先の関係機関に情報提供をせず、個別ケース検討会議も速やかに開催しなかった。 ・複数の関係機関が、一時保護や措置解除の是非について児童相談所とは異なる意見を表明していたが、児童相談所はこれらの機関に対して、自らが決定した方針の判断根拠について十分な説明を行わなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待により親子分離している子供のきょうだいについては、定期的な安全確認を行い、虐待通告がなされたり、虐待が疑われる場合には、一時保護を行った上で調査することを原則とすべきである。 ・児童相談所は、施設入所措置した子供の家庭が都内の所管外の区市町村に転居した場合には、転居先の児童相談所及び子供家庭支援センターと速やかに協議を行い、役割分担を明確にすること。他のきょうだいについて、児童福祉司指導などの在宅措置をとっている場合には、転居先の児童相談所が対応について責任を持つことを原則とすべきである。 ・児童相談所が主担当のケースについても、関係機関と児童相談所は十分に意見交換を行うことが望ましく、児童相談所は関係機関からの意見を受け止め、方針を決定する際の判断材料として活かすべきである。 |

4 児童虐待防止に取り組む全ての関係者に向けて

虐待が疑われる子供の家庭に他のきょうだいがいる場合には、他のきょうだいにも虐待が行われている可能性が高いことを認識し、保護者も含めた家族全体のアセスメントを行い、適切に対応する必要がある。